



1 相談窓口

- | | | | |
|---------------|------|----------------|------|
| ◆ 母子・父子自立支援員 | …… 2 | ◆ 身近な人に相談したい | …… 2 |
| ◆ 消費生活相談員 | …… 2 | ◆ 弁護士による無料法律相談 | …… 2 |
| ◆ 司法書士による無料相談 | …… 2 | ◆ 専門機関による相談 | …… 2 |
| ◆ 子どもの相談 | …… 4 | | |

2 手当

- | | | | |
|-----------|------|------------------|------|
| ◆ 児童扶養手当 | …… 5 | ◆ 特別児童扶養手当 | …… 6 |
| ◆ 障害児福祉手当 | …… 6 | ◆ 高知県重度心身障害児療育手当 | …… 6 |
| ◆ 災害遺児手当 | …… 6 | ◆ 高知県災害遺児修学支援事業 | …… 6 |
| ◆ 児童手当 | …… 7 | | |

3 年金

- | | | | |
|----------|------|----------|------|
| ◆ 遺族基礎年金 | …… 8 | ◆ 寡婦年金 | …… 8 |
| ◆ 死亡一時金 | …… 9 | ◆ 遺族厚生年金 | …… 9 |

4 貸付

- | | | | |
|-----------------|------|------------|------|
| ◆ 母子父子寡婦福祉資金 | ……10 | ◆ 生活福祉資金 | ……12 |
| ◆ 高知市大学等奨学資金 | ……12 | ◆ 日本学生支援機構 | ……12 |
| ◆ 土佐育英協会奨学金・学生寮 | ……12 | | |

5 暮らし

- | | | | |
|-----------------|------|------------|------|
| ◆ 高知市生活支援相談センター | ……13 | ◆ 債務整理 | ……13 |
| ◆ 生活保護 | ……13 | ◆ 母子生活支援施設 | ……13 |
| ◆ 市営住宅 | ……14 | ◆ 県営住宅 | ……14 |

6 仕事

- | | | | |
|--------------------|------|----------------------------|------|
| ◆ 高知家の女性しごと応援室 | ……15 | ◆ ひとり親家庭支援センター | ……15 |
| ◆ ハローワーク高知 | ……15 | ◆ 母子家庭等自立支援教育訓練給付金 | ……16 |
| ◆ 母子家庭等高等職業訓練促進給付金 | ……16 | ◆ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 | ……17 |

7 保育・教育

- | | | | |
|--------------|------|----------------|------|
| ◆ 保育所等 | ……18 | ◆ 放課後児童クラブ | ……18 |
| ◆ 乳児院・児童養護施設 | ……19 | ◆ 幼稚園等 | ……19 |
| ◆ 就学援助制度 | ……19 | ◆ 高知県高校生等奨学給付金 | ……19 |

8 子育て支援

- | | | | |
|---------------------|------|-------------|------|
| ◆ 地域子育て支援センター | ……20 | ◆ 子育て短期支援事業 | ……20 |
| ◆ ファミリー・サポート・センター事業 | ……20 | ◆ 病児保育事業 | ……21 |
| ◆ 子ども発達支援センター | ……21 | ◆ 親子通園事業 | ……21 |

9 健康・医療

- | | | | |
|------------|------|----------------|------|
| ◆ 各種診査・相談 | ……22 | ◆ 未熟児養育医療 | ……23 |
| ◆ 自立支援医療 | ……23 | ◆ 小児慢性特定疾病医療 | ……23 |
| ◆ 結核児童療育医療 | ……23 | ◆ ひとり親家庭医療 | ……24 |
| ◆ 子ども医療 | ……24 | ◆ 重度心身障害児(者)医療 | ……24 |
| ◆ 助産制度 | ……24 | | |

10 レクリエーション・自主活動

- | | | | |
|-------------|------|-------------------------|------|
| ◆ 高知市青蘭会の事業 | ……25 | ◆ こうち男女共同参画センター「ソーレ」の事業 | ……25 |
|-------------|------|-------------------------|------|

11 優遇制度

- | | | | |
|-----------------|------|-------------|------|
| ◆ 製造たばこ小売販売業の許可 | ……26 | ◆ JR通勤定期の割引 | ……26 |
| ◆ 税の軽減 | ……26 | ◆ 少額貯蓄非課税制度 | ……26 |

12 子育て冊子のご紹介

- | | | | |
|----------------|------|-----------|------|
| 『こうち子育てガイド ばむ』 | ……27 | 『ふくふくまっぷ』 | ……27 |
|----------------|------|-----------|------|

* 制度の利用にあたっては、各機関に直接お問い合わせください。

* 記載してある内容は、令和6年4月時点のものです。

1 相談窓口

◆ 母子・父子自立支援員

高知市では、ひとり親家庭や寡婦の方の相談相手として母子・父子自立支援員を配置しています。生活のことや住まいのこと、子どもさんの養育のこと、また母子父子寡婦福祉資金の貸付けの利用などについてもご相談ください。

曜日・時間 月～金曜日 9時～17時15分

子育て給付課 ☎823-9447

◆ 身近な人に相談したい（民生委員・児童委員，主任児童委員）

お住まいの地域には、厚生労働大臣から委嘱された民生委員・児童委員，主任児童委員がいます。生活，家族，健康のことなどお気軽にご相談ください。

健康福祉総務課 ☎823-9440

◆ 消費生活相談員

消費生活のトラブル（商品やサービスの購入に関する困りごとなど）や，借金の整理方法について，消費生活相談員が相談に応じています。

曜日・時間 月～金曜日 9時～16時30分
土曜日 9時～12時，13時～16時

高知市消費生活センター ☎823-9433

◆ 弁護士による無料法律相談

◆ 司法書士による無料相談

市民の日常生活における法的な知識を要する問題等について，弁護士・司法書士の協力を得て予約制により相談に応じています。

区分	相談日	相談時間
弁護士による 無料法律相談	毎月第1・第3水曜日 13時～15時【予約制】	1人20分
司法書士による 無料相談	毎月第1・第3水曜日 13時～15時【予約制】	1人30分

広聴広報課 情報公開・市民相談センター ☎823-9412

◆ 専門機関による相談

相談内容	相談日	相談員	相談場所等
ひとり親の支援制度・子どもの学費・親権や養育費などに関する相談	* 来所相談は原則予約制 月～金曜日 9時～17時 土曜日 9時～12時，13時～17時 (日曜・祝日・毎月第2水曜日・年末年始は除く)	相談員	ひとり親家庭 支援センター ☎875-2500

相談内容	相談日	相談員	相談場所等
親権・養育費・慰謝料・親子交流などについての法律相談	毎月第1木曜日 14時～16時 毎月第4水曜日 10時～12時 1回約25分 要電話相談(予約/面接相談)	弁護士	ひとり親家庭支援センター ☎875-2500
	毎月第2木曜日 10時～16時 毎月第3水曜日 10時～16時 1回約50分 要電話相談(予約/面接相談)	司法書士	
子どもや自身の不安・悩みなどについての相談	毎月第1土曜日 13時30分～, 14時30分～ 1回約50分 要電話相談(予約/面接相談)	心理カウンセラー	
子どもの養育や修学・親の介護・メンタルケア等についての相談	毎月第2土曜日 13時30分～, 14時30分～ 1回約50分 要電話相談(予約/面接相談)	社会福祉士・精神保健福祉士	
家計のやりくり, 今後の人生プランなどお金についての相談	毎月第3土曜日 13時30分～, 14時30分～ 1回約50分 要電話相談(予約/面接相談)	ファイナンシャルプランナー	
就労・職場での悩みや子どもとの関わりなどについての相談	毎月第2火曜日 13時30分～, 14時30分～ 1回約50分 要電話相談(予約/面接相談)	キャリアコンサルタント・公認心理師	
家庭関係・生活など女性の問題に関する相談全般	第2水曜日・祝日・年末年始を除く毎日 9時～12時, 13時～17時(最終受付時間は16時) (電話相談/予約・面接相談)	こうち男女共同参画センター「ソーレ」 相談員	こうち男女共同参画センター「ソーレ」 (旭町3丁目) ☎873-9555
こころの相談(女性対象)	第1・3木曜日 14時～16時 (予約・面接相談)	心理カウンセラー	こうち男女共同参画センター「ソーレ」 (旭町3丁目) ☎873-9100
法律相談(女性対象)	第2・4木曜日 14時～16時 (予約・面接相談)	弁護士	
男性のための悩み相談(男性対象)	第1火曜日, 第2金曜日, 第3・4水曜日 18時～20時(予約・面接/電話相談)	男性心理カウンセラー	
にじいろコール～LGBTsに関する相談～	第4土曜日 13時30分～16時30分 (専用電話回線にて)	専門相談員	こうち男女共同参画センター「ソーレ」 (旭町3丁目) ☎0120-56-2416
配偶者等からの暴力や家庭問題等に関する相談	来所相談 *要電話予約 月～金曜日(祝日・年末年始は除く) 9時～17時15分(受付は16時まで) 電話相談 年末年始を除く毎日 平日 9時～17時15分, 18時～22時 土・日・祝日 9時～20時	女性相談支援員	高知県女性相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター) ☎833-0783
・子ども(18歳未満)に関する相談のうち, 専門的な知識及び技術を必要とする相談 ・療育手帳の判定	月～金曜日 8時30分～17時15分 (祝日・年末年始を除く。ただし, 虐待に関する通報は夜間・休日でも受け付けています)	児童相談所 職員	高知県中央児童相談所 ☎821-6700 療育手帳専用 ☎844-0035
虐待通告	24時間・365日	児童相談所 職員	全国共通ダイヤル ☎189

◆ 子どもの相談

相談名	相談内容	相談日	相談員	相談場所等
児童相談	子どもに関する相談 (教育・子育て・福祉など)	月～金曜日 8時30分～17時15分 (祝日・年末年始を除く)	市職員 子ども家庭支援相談員	高知市子ども家庭支援センター ☎823-1212
		365日 8時30分～18時	相談員	児童家庭支援センター 高知みその ☎872-6488
		月～土曜日 9時～17時30分 (祝日・年末年始を除く)	相談員	児童家庭支援センター 高知ふれんど ☎803-5550
	養護、虐待、健全育成など 児童に関する相談	月～金曜日 8時30分～17時15分 (祝日・年末年始を除く。ただし、虐待に関する通報は夜間・休日でも受け付けています)	市職員 子ども家庭支援相談員	高知市子ども家庭支援センター ☎823-1212 (通告専用)☎823-9489
		9時～18時 (年末年始を除く)	高知みその 職員	児童家庭支援センター高知みその 「子どもと家庭の110番」 ☎872-0099
公立保育所 子育て相談	子育てに関する相談、情報について	毎月1～2回 9時30分～11時30分 (園により曜日や時間が異なります)	園長 保育士	公立保育所 23園 公立小規模保育施設 3園 (問い合わせ先)保育幼稚園課 ☎823-4012
教育相談	児童生徒の不登校及び特別な教育的支援の必要な子どもについての相談	月～金曜日 8時30分～17時15分 (祝日・年末年始を除く)	市職員	高知市教育研究所 ☎832-4497
少年相談	少年に関するあらゆる問題の相談	月～金曜日 8時30分～17時15分 (祝日・年末年始を除く)	市職員・教員 警察職員	高知市少年補導センター ☎824-6671
24時間子ども SOSダイヤル	不登校やいじめ、友人関係など子ども本人の悩みや、子どもへの接し方、発達上の課題など、子育てに関する保護者の相談	24時間・365日	教育相談員 など	高知県心の教育センター (無料)☎0120-0-78310
高知県思春期 相談センター 「PRINK(プリंक)」	①思春期の性に関する情報提供や電話・個別面接相談(要予約) ②妊娠の不安や女性の身体に関する電話・個別面接相談(要予約)	①月～土曜日 13時～18時30分 (祝日・年末年始を除く) ②月～金曜日 13時～18時30分 (祝日・年末年始を除く)	専門相談員 産婦人科医師	高知県思春期相談センター 「PRINK」 ①思春期相談 ☎873-0022 ②妊娠の不安や女性の身体に関する相談(女性専用) ☎824-1221

2 手当

◆ 児童扶養手当

次の①から⑧のいずれかに該当する、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(一定以上の障害のある場合は20歳未満)の父または母もしくは父母に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。

- ① 父母が離婚した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度障害の状態にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童(未婚で出生した児童)

手当月額(令和6年4月現在)

支給区分	全額支給	一部支給	全部支給停止
児童1人	月額45,500円	月額45,490～10,740円	月額0円
児童2人	月額56,250円	月額56,230～16,120円	月額0円
児童3人以上	以下児童1人増すごとに 月額6,450円加算	以下児童1人増すごとに 月額6,440～3,230円加算	月額0円

※令和6年11月分の手当月額から、①第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額まで引き上げ、
②全部支給・一部支給に係る所得制限限度額の引き上げがされる予定です。

- ▷申請者及び配偶者並びに生計同一の扶養義務者の前年の所得が制限額以上ある場合は、その年度(11月から翌年の10月まで)の手当は全額又は一部が支給停止されます。
- ▷申請を受理した月の翌月分から支給対象となります。(提出書類が不足している場合は受理できません)
- ▷上記支給額にかかわらず、児童扶養手当額より低額の公的年金等を受給している場合は、その差額分が支払われます。障害基礎年金等を受給されている方は、一部発生する見込みがありますので、一度、子育て給付課までご連絡ください。
- ▷毎年8月に更新の手続き(現況届)があります。

手当の支払について

- * 指定した口座へ、口座振込により支払をします。
- * 奇数月の11日に前月、前々月分を支払います。
- * 11日が土・日などの金融機関休業日の場合、その直前の営業日が支払日となります。

◆ 特別児童扶養手当

心身に一定以上の障害のある20歳未満の児童を扶養している父母または養育者に支給される手当で、児童扶養手当と重複して受給できます。

ただし、施設等に入所されている場合は対象になりません。

手当月額（令和6年4月現在）

児童 1人につき	重度障害児（1級）	月額 55,350 円
	中度障害児（2級）	月額 36,860 円

◆ 障害児福祉手当

20歳未満であって、身体または精神・知的に重度の障害（おおむね身体障害者手帳1級、療育手帳A取得者の一部またはそれと同程度）のある方に支給されます。

ただし、施設等に入所されている場合は対象になりません。

月額 15,690 円です。（令和6年4月現在）

◆ 高知県重度心身障害児療育手当

障害児福祉手当を受給していない18歳未満の重度心身障害児（特別児童扶養手当1級相当）を監護する保護者に対して支給されます。

ただし、施設等に入所されている場合は対象になりません。

月額 7,300 円です。（令和6年4月現在）

障がい福祉課 ☎823-9053

= 事故で生計の中心となる方を失ったとき =

◆ 災害遺児手当

交通事故・海難・労働災害などによって生計の中心となる方を失った、義務教育終了前の児童を養育されている方に支給される手当です。

遺児1人につき、年額 30,000 円です。

子育て給付課 ☎823-9447

◆ 高知県災害遺児修学支援事業

交通事故・災害・自死によって両親または父母のいずれかを失った、高校生の修学費負担軽減のために、修学金を支給します。

ただし、修学金を受けようとする生徒の属する世帯の年収が910万円以上の場合は対象になりません。

入学支度金	50,000 円
修学金	月額 10,000 円

高知県社会福祉協議会 共に生きる課 ☎856-5539

◆ 児童手当

高知市に住民登録をしている，中学校修了前（15歳到達後最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給される手当です。なお，令和6年10月資格分より，高校生年代（18歳到達後最初の3月31日まで）の児童までが対象となります。

原則として申請をされた翌月分から支給対象となります。

公務員の場合は，勤務先から支給されます。

ただし，以下の児童については支給の対象となりません。

- ・日本国内に住所を有しない児童（留学中の者を除く）
- ・児童養護施設などに入所している児童や里親に委託されている児童（施設の設置者や里親に対して手当が支給されます）

手当月額（令和6年4月現在）

		3歳未満	3歳以上 小学校修了前	中学生	高校生年代
令和6年 9月資格分 まで	第1子・第2子	15,000円	10,000円	10,000円	-
	第3子以降	15,000円	15,000円	10,000円	-
令和6年 10月資格分 から	第1子・第2子	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円
	第3子以降	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円

▷「第3子以降」とは，高校生年代まで（18歳到達後最初の3月31日まで）の養育している児童のうち，3番目以降をいいます。令和6年10月資格分より，大学生年代まで（22歳到達後最初の3月31日まで）の養育している児童のうち，3番目以降をいいます。

▷児童を養育している方の所得が，所得制限限度額以上，所得上限限度額未満の受給者については，「特例給付」として児童1人につき一律5,000円を支給します。所得上限限度額以上の方については，児童手当等は支給されません。なお，令和6年10月資格分より，所得制限はなくなります。

手当の支払について

令和6年9月資格分まで

対象月	支払日
10月分から1月分の手当	2月15日
2月分から5月分の手当	6月15日
6月分から9月分の手当	10月15日

令和6年10月資格分から

対象月	支払日
10月分から11月分の手当	12月15日
12月分から1月分の手当	2月15日
2月分から3月分の手当	4月15日
4月分から5月分の手当	6月15日
6月分から7月分の手当	8月15日
8月分から9月分の手当	10月15日

*指定した口座へ，口座振込により支払います。

*15日が土・日などの金融機関休業日の場合，その直前の営業日が支払日となります。

子育て給付課 ☎823-9447

3 年金

=国民年金の給付=

◆ 遺族基礎年金

遺族基礎年金とは、死亡日の前日までに一定の滞納がない等の受給要件を満たしている死亡された方によって生計を維持されていた下記の対象者が受けることができる給付です。

▷時効（5年）を経過した期間のものは支給されません。

支給対象者

- ① 18歳到達日の属する年度末まで（国民年金法1級・2級の障害があれば20歳未満）の未婚の子
- ② ①の子と生計同一の配偶者（事実婚を含む）

▷夫が支給対象となる場合は、平成26年4月1日以降の死亡日のものに限りません。

▷支給対象者に一定以上の収入があると、死亡された方に生計維持されていたとみなされない場合があります。

遺族基礎年金を受給され、前年の所得額が「4,721,000円＋扶養親族の数×38万円※」以下の場合は、「遺族年金生活者支援給付金」も受給することができます。

給付額は月額5,310円が、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,310円を子の数で割った金額がそれぞれの子に支払われます。

※同一生計配偶者のうち70歳以上の者又は老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族又は16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

◆ 寡婦年金

寡婦年金とは、死亡日の前日において、第1号被保険者としての保険料納付済期間と免除期間が10年（平成29年7月31日以前に死亡された場合は25年）以上あり、かつ、障害基礎年金又は老齢基礎年金を受け取らずに亡くなった夫に生計を維持されていた妻（事実婚を含む婚姻期間が死亡当時まで継続して10年以上ある者に限る）に、60歳から65歳になるまでの間に支給される給付です。

▷時効（5年）を経過した期間のものは支給されません。

▷寡婦年金と死亡一時金のいずれも受給権がある方は、選択によりどちらか一方の支給となります。

▷夫が死亡した当時、妻が老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていた場合は支給されません。

◆ 死亡一時金

死亡一時金とは、障害基礎年金または老齢基礎年金を受け取らずに亡くなられた方が、死亡日の前日において第1号被保険者（任意加入を含む）として保険料を3年以上納めていた場合に遺族に支給される一時金です。

死亡一時金を請求できる遺族の請求順位は、死亡された方と生計同一の方で、配偶者（事実婚を含む）・子（養子を含む）・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹の順となります。

▷時効（2年）を経過すると支給されません。

▷遺族が遺族基礎年金を受給できる場合は支給されません。

▷死亡一時金と寡婦年金のいずれも受給権がある方は、選択によりどちらか一方の支給となります。

国民年金に関することは

中央窓口センター 国民年金担当 ☎823-9439

=厚生年金の給付=

◆ 遺族厚生年金

厚生年金の被保険者または受給権者が亡くなられたとき、遺族基礎年金に上乗せして支給されます（被保険者の場合の保険料納付要件は、遺族基礎年金と同じです）。

ただし遺族が、亡くなられた方に生計維持されていた子のない配偶者、父母、孫、祖父母の場合は、遺族厚生年金だけが支給されます。

▷子・孫とは18歳到達日の属する年度末まで（国民年金法1級・2級の障害があれば20歳未満）の方となります。

▷夫・父母・祖父母が遺族である場合は、死亡当時に55歳以上であることが要件となり、受給開始は60歳からです。ただし、夫は遺族基礎年金を受給中の場合に限り、60歳より前でも遺族厚生年金をあわせて受け取ることができます。

▷遺族には、受給の優先順位があります。

▷詳しくは最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

▷年金事務所での年金相談・お手続きの際は予約が必要です。予約の申し込みは、予約受付専用電話「0570-05-4890」（平日8時30分～17時15分）または最寄りの年金事務所まで。

日本年金機構 高知東年金事務所 ☎831-4430

高知西年金事務所 ☎875-1717

いずれも自動音声案内が流れましたら、「1」のあと「2」を押してください。

4 貸付

◆ 母子父子寡婦福祉資金

母子家庭・父子家庭・寡婦の方の経済的自立と生活の安定、子どもの福祉を図るために、各種資金の貸付けを行っています。貸付けを受ける際は、原則連帯保証人が必要です。

申請については資金ごとに条件等がありますので、お問い合わせください。

子育て給付課 ☎823-9447

令和6年4月現在

種類	貸付対象	内容	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利率
事業開始資金	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦	事業を開始するのに必要な経費	3,470,000円		貸付けの日から1年間	据置期間経過後7年以内	※無利子
	母子・父子福祉団体		5,220,000円				※無利子
事業継続資金	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦	事業を継続するのに必要な経費	1,740,000円		貸付けの日から6か月間	据置期間経過後7年以内	※無利子
	母子・父子福祉団体		1,740,000円				※無利子
修学資金	母子家庭の児童、父子家庭の児童、父母のない児童、寡婦が扶養している子	お子さんが高校・大学等に修学するために必要な経費	別表(次頁)のとおり	修学期間中	修学を終了した後、6か月間	措置期間経過後20年以内 専修学校(一般課程)5年以内	無利子
技能習得資金	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦	技能や資格を得るために必要な交通費、授業料等の経費	月額68,000円 自動車運転免許取得460,000円 特別816,000円	知識技能を習得する期間中5年以内	技能習得期間満了後、1年間	据置期間経過後20年以内	※無利子
修業資金	母子家庭の児童、父子家庭の児童、父母のない児童、寡婦が扶養している子	お子さんが知識技能を習得するのに必要な経費	月額68,000円 自動車運転免許取得460,000円 特別460,000円	知識技能を習得する期間中5年以内	修業修了後、1年間	据置期間経過後20年以内	無利子
就職支度資金	母子家庭の母、児童、父子家庭の父、児童、父母のない児童、寡婦	就職に際して必要な経費	1回につき105,000円 自動車購入340,000円		貸付けの日から1年間	据置期間経過後6年以内	※無利子
医療介護資金	母子家庭の母、児童、父子家庭の父、児童、寡婦	・医療を受けるのに必要な経費 ・介護保険法に規定する保険給付にかかるサービスを受けるのに必要な経費	医療340,000円 特別480,000円 介護500,000円		医療又は介護を受ける期間が満了後6か月間	据置期間経過後5年以内	※無利子
生活資金	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦	・技能習得期間中 ・医療介護資金を借り受けている間 ・失業中の生活を安定、継続するのに必要な経費(恒常的なものは除く)	月額 医療・介護・失業105,000円 技能141,000円	技能習得・医療介護資金貸付・失業期間中(制限有)	技能習得・医療介護資金貸付・失業期間満了後6か月間	据置期間経過後技能習得20年以内 医療介護5年以内 失業5年以内	※無利子
	母子家庭の母、父子家庭の父(配偶者のない者となつて7年未満の者に限る)	配偶者のない者となつて7年未満の者の、生活を安定・継続するのに必要な経費(1回の貸付は3か月を限度)	月額108,000円 養育費取得のための裁判費用1,236,000円	生活安定期間中(制限有)	生活安定期間満了後6か月間	据置期間経過後8年以内	※無利子
	母子家庭の母、父子家庭の父	家計急変者が、児童扶養手当の支給が開始されるまでの生活安定・維持するのに必要な経費(1回の貸付は3か月を限度)	月額 児童扶養手当に準拠した額(全部支給)		貸付けの日から6か月間	据置後10年以内	※無利子
住宅資金	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦	住宅の建築、購入、増・改築、補修保全及び建て替えするために必要な経費	1,500,000円 特別2,000,000円		貸付けの日から6か月間	据置期間経過後6年以内 特別7年以内	※無利子
転宅資金	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦	住居の移転に際し、住宅の貸借、家財運搬等に必要な資金	260,000円		貸付けの日から6か月間	据置期間経過後3年以内	※無利子
就学支度資金	母子家庭の児童、父子家庭の児童、父母のない児童、寡婦が扶養している子	お子さんの入学に必要な経費(小・中学校については、所得制限あり)	別表(次頁)のとおり		修学または修業を終了後、6か月間(小・中学校は入学後1年間)	据置期間経過後20年以内 専修学校(一般課程)修業施設5年以内 (小・中学校は2年以内)	無利子
結婚資金	母子家庭の児童、父子家庭の児童、寡婦が扶養している子	お子さんが結婚するにあたり必要な経費	320,000円		貸付けの日から6か月間	据置期間経過後5年以内	※無利子

違約金 : 延滞元利金額につき 年3%

※連帯保証人を立てない場合は、有利子(年1.0%)となります。

ただし、就職支度資金で母子家庭または父子家庭の児童・父母のない児童にかかるものは無利子。

償還期間は各資金の定める期間を上限としますが、その期間内であっても、原則として貸付額が100,000円未満の場合は3年以内、100,000円以上700,000円未満の場合は10年以内とします。

(別表) 就学支度資金・修学資金等貸付限度一覧表

学校区分	区分		就学支度資金	修学資金 (月額)
	種別	通学		
小学校	—	—	64,300 円	* 小学校・中学校について、修学資金の貸付はなく、就学支度資金のみ所得税非課税世帯に対し貸付を行う。
中学校	—	—	81,000 円	
高等学校 専修学校 (高等) (独立行政法人 日本学生支援機構法 施行令規定校)	国公立	自宅	150,000 円	27,000 円
		自宅外	160,000 円	34,500 円
	私立	自宅	410,000 円	45,000 円
		自宅外	420,000 円	52,500 円
高等専門学校 (4年目から短大 として貸付)	国公立	自宅	410,000 円	31,500 円 (4年目以降月額 67,500 円)
		自宅外	420,000 円	33,750 円 (4年目以降月額 76,500 円)
	私立	自宅	580,000 円	48,000 円 (4年目以降月額 98,500 円)
		自宅外	590,000 円	52,500 円 (4年目以降月額 115,000 円)
専修学校 (一般) * 高等・専門でも日本学生支 援機構規定校でもないもの	—	自宅	150,000 円	54,000 円
		自宅外	160,000 円	54,000 円
専修学校 (専門) (日本学生支援機構 法施行令規定校)	国公立	自宅	410,000 円	67,500 円
		自宅外	420,000 円	78,000 円
	私立	自宅	580,000 円	89,000 円
		自宅外	590,000 円	126,500 円
短期大学	国公立	自宅	410,000 円	67,500 円
		自宅外	420,000 円	96,500 円
	私立	自宅	580,000 円	93,500 円
		自宅外	590,000 円	131,000 円
大学	国公立	自宅	410,000 円	71,000 円
		自宅外	420,000 円	108,500 円
	私立	自宅	580,000 円	108,500 円
		自宅外	590,000 円	146,000 円
大学院 (修士課程)	国公立	—	380,000 円	132,000 円
	私立	—	590,000 円	
大学院 (博士課程)	国公立	—	380,000 円	183,000 円
	私立	—	590,000 円	
修業 修業施設	—	自宅	中学校卒業者 150,000 円 高校卒業者 272,000 円	68,000 円
		自宅外	中学校卒業者 160,000 円 高校卒業者 282,000 円	68,000 円

◆ 生活福祉資金

低所得世帯、障害世帯又は高齢世帯を対象に経済的自立及び、安定した生活を送ることを目的とした貸付を行っています。

▷母子家庭・父子家庭・寡婦の方は母子父子寡婦福祉資金の方が優先します。

▷申請については資金ごとに条件等がありますので、お問い合わせください。

高知市社会福祉協議会 共に生きる課 ☎856-5539

=学費の貸付けと学生寮について=



◆ 高知市大学等奨学資金

大学（短期大学）・大学院・専修学校に進学される新入生（高校及び大学等を卒業して2年以内の方）及び大学等に1年以上在学している方で、経済的理由により修学が困難な場合に貸し付けを行っています。

▷募集期間は、例年2月上旬から4月上旬までとなっています。

青少年・事務管理課 ☎823-9468

◆ 日本学生支援機構

大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・大学院での修学が経済的理由で困難な場合に、学資の貸付を行っています。他に給付型奨学金もあります。

お問い合わせ 在籍する学校・大学

◆ 土佐育英協会奨学金・学生寮（男子のみ）

高知県内に住所を有する者の子弟であり短期大学・大学・専修学校（専門課程）に進学又は在学される方で、学力優秀で、勉学の意欲がありながら、学資の支払いが困難な場合に貸し付けを行っています。また、東京において学生寮（男子のみ、大学生・大学院生）を運営しています。

▷募集期間は例年、奨学金の第一次募集が10月1日～12月10日頃、第二次募集が2月1日～4月10日頃まで、学生寮の第一次募集が10月1日～12月10日頃、第二次募集が2月1日～3月10日頃までとなっています。学生寮については第二次募集後の随時募集も行います。

▷専修学校（専門課程）は高知県内に所在する学校で2年以上の学科に限ります。

▷貸与型奨学金に上乗せできる給付型奨学金があります。（1人／年）

（公財）土佐育英協会 ☎873-8956
ホームページ <https://www.tosaikuei.jp>

5 暮らし

=暮らしを立て直すために=

◆ 高知市生活支援相談センター

「収入が少なく生活費が足りず日々の暮らしに困っている」、「税金や保険料の滞納があり、家計のやりくりで困っている」「家族がひきこもっている、病気や障害がある等、今後の生活に不安がある」などの暮らしに関する様々な相談をお受けしています。

専門の支援機関と連携しながら、問題解決に向けて取り組んでいます。

お電話やメールでの相談も可能です。お気軽にご相談ください。

高知市生活支援相談センター(総合あんしんセンター内)

☎856-5529 ✉sien-kochi@piano.ocn.ne.jp

◆ 債務(借金)整理

生活を圧迫するほどの債務がある場合は、債務整理をすることで暮らしを立て直せることがあります。

消費生活相談員がご事情を伺い、必要があれば法律家につながります。

曜日・時間 月～金曜日 9時～16時30分

土曜日 9時～12時, 13時～16時

高知市消費生活センター ☎823-9433

◆ 生活保護

自分で生活するために努力しても、なお最低限度の生活を維持できなくなった場合は、定められた調査を経たうえで、必要に応じた生活保護を受けることができます。

ご相談は

福祉管理課 ☎823-9444

◆ 母子生活支援施設

18歳未満の子どもを養育している母子家庭のお母さんが、生活上のいろいろな問題のため、子どもの養育が十分にできない場合に、子どもと一緒に入所できる児童福祉施設です。

世帯の自立を促進するため、母子支援員・少年指導員により、お母さんの生活の援助、お子さんの養育等の援助を行います。子ども家庭支援センターにご相談ください。

▷所得により費用負担があります。

子ども家庭支援センター ☎823-1212

=住宅をお探しの方に=

住宅に困っている家庭のために、低家賃で入居できる公営住宅があります。定期的に募集を行います。

◆ 市営住宅

一般向けの他に、母子・父子・障害者家庭などを対象として募集する住宅もあります。

高知市営住宅管理センター ☎823-9067

高知市住宅政策課 ☎823-9463

◆ 県営住宅

現在、母子・父子向けの住宅はありませんが、母子・父子・障害者世帯などに対しては公開抽選にあたって、当選確率を高くする優遇措置をとっています。

高知県住宅供給公社 ☎883-0344

高知県住宅課 ☎823-9855



6 仕事

=転職したい就職したい=

◆ 高知家の女性しごと応援室（無料職業紹介所）

すべての女性を対象に、丁寧なキャリアコンサルティングにより、ひとり一人の経歴や適性に応じたお仕事探しや就労中のお悩みごと相談などの就労支援を行っています。

受付時間 月・金曜日 9時～17時
火・木曜日 9時～18時
土曜日 10時～17時

こうち男女共同参画センター「ソーレ」3階
高知家の女性しごと応援室 ☎873-4510

◆ ひとり親家庭支援センター（無料職業紹介所）

ひとり親家庭支援センターでは、ひとり親の方に対し、就業相談や求人情報提供、就業のための各種資格や技能を取得する支援制度等についての紹介を行っています。

相談時間 月～金曜日 9時～17時
土曜日 9時～17時(12時～13時を除く)

▷毎月第2水曜日・日曜日・祝日・年末年始は休み

こうち男女共同参画センター「ソーレ」2階
ひとり親家庭支援センター ☎875-2500
ホームページ <https://kochi-boshi.net/>

◆ ハローワーク高知（高知公共職業安定所）

ハローワークでは就職(転職)したい方に対し、職業相談・職業紹介・求人情報の提供を行っています。

また、仕事に就く前に新たな技能を身につけたい方には、各種訓練制度の活用についての相談も行っていきます。



ハローワーク高知 お子様連れでもお仕事探しができる「マザーズコーナー」(2階)もあります。	高知市大津乙 2536-6	☎878-5320
高知市福祉事務所 就労支援窓口（ハローワーク高知） 生活保護受給者，児童扶養手当受給者等に対して，担当者制・予約制による職業相談，職業紹介等就労支援を実施	高知市本町 5-1-45 高知市役所本庁舎 2階	☎800-1058
ハローワークジョブセンターほんまち	高知市本町 4-3-41 高知地方合同庁舎 1階	☎826-8870
若者相談コーナー	高知市帯屋町 2-1-35 片岡ビル 3階	☎802-2076

ホームページ <http://kochi-hellowork.jsite.mhlw.go.jp/>

=資格をとりたい=

◆ **母子家庭等自立支援教育訓練給付金** ※令和6年度中に一部変更を予定しています。

母子家庭のお母さん又は父子家庭のお父さんの就労を支援するため、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座を受講する場合に、受講料の6割に相当する額（下限12,001円）を助成しています。

▷一般、特定一般教育訓練給付の指定教育訓練講座：上限20万円

▷専門実践教育訓練給付の指定教育訓練講座：修学年数×40万円で上限160万円
（令和4年4月1日より前に修了した場合 修学年数×20万円で上限80万円）

▷雇用保険法の教育訓練給付金の対象になる方は、上記の額からハローワークからの支給額を差し引いた額を助成します。（下限12,001円）

▷所得制限があります。▷事前相談が必要です。

◆ **母子家庭等高等職業訓練促進給付金** ※令和6年度中に一部変更を予定しています。

母子家庭のお母さん又は父子家庭のお父さんの就労を支援するため、指定の資格を取得するために養成機関で修業する場合、生活費の一部を助成しています。

支給基本額	月額 住民税非課税世帯 100,000円（修業の最後の1年間は140,000円） 住民税課税世帯 70,500円（修業の最後の1年間は110,500円）
支給期間 及び 対象資格	養成機関修業期間中（支給申請をした月から支給開始となります） 正看護師は上限4年 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は上限3年 准看護師・介護福祉士・保育士は上限2年です。 ※その他対象となる資格もございますので、詳しくはご相談ください。

▷所得制限があります。▷事前相談が必要です。

▷また、支給条件を満たす場合は、修了後に修了支援給付金を支給します。
住民税非課税世帯50,000円、住民税課税世帯25,000円となっています。



◆ **ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業** ※令和6年度中に一部変更を予定しています。

母子家庭のお母さん，父子家庭のお父さん，そしてひとり親家庭の20歳未満の児童を対象に高卒認定合格のための講座（通信講座含む）の受講費用の一部を助成します。

▷所得制限があります。

▷事前相談が必要です。

支給内容	給付額
①受講開始時給付金	〈通信制の場合〉 受講費用の4割（上限10万円） 〈通学 又は 通学及び通信併用の場合〉 受講費用の4割（上限20万円）
②受講修了時給付金	〈通信制の場合〉 受講費用の1割（①と合わせて上限12万5千円） 〈通学 又は 通学及び通信併用の場合〉 受講費用の1割（①と合わせて上限25万円）
③合格時給付金 ＊受講修了日から起算して2年以内に 高卒認定試験に全科目合格した場合 に助成します。	〈通信制の場合〉 受講費用の1割（①・②と合わせて上限15万円） 〈通学 又は 通学及び通信併用の場合〉 受講費用の1割（①・②と合わせて上限30万円）

資格に関することは

子育て給付課 ☎823-9447

7 保育・教育

◆ 保育所等（令和6年4月現在）

保護者の就労や疾病等「保育を必要とする事由」に該当し、家庭での保育が困難な場合、市内84か所の保育所でお子さんをお預かりします。

また、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持った認定こども園や、主に3歳未満児で定員19人までの小規模保育事業所等でもお子さんをお預かりします。

・ 保育時間

保育標準時間認定の方：最大で11時間

保育短時間認定の方：最大で8時間

▷保護者の就労時間の都合などで、特に必要な場合に限り時間を定めて延長しています。

・ 保育料

各世帯の市区町村民税の課税状況により決まります。

4月～8月分については前年度の市区町村民税の課税状況によって、9月～翌年3月分については当年度の市区町村民税の課税状況によって決まります。

（4月1日時点で3歳以上児及び市区町村民税非課税世帯の3歳未満児については、令和元年10月から無償化。ただし、3歳以上児については、副食費として施設で定める金額を徴収します）

保育幼稚園課 ☎823-4012

◆ 放課後児童クラブ

保護者が仕事などの理由で昼間家庭にいない小学校1～6年生を対象に、放課後から午後6時まで市立35小学校で放課後児童クラブを開設しています。

子ども育成課 ☎823-9482



=家庭の事情などで子どもを育てることができないとき=

◆ 乳児院・児童養護施設

保護者のいない子どもや、家庭のさまざまな事情で子どもを育てられないとき、親にかわって子どもを養育する施設です。

子ども家庭支援センター ☎823-1212

=教育=

◆ 幼稚園等（令和6年4月現在）

市内には幼稚園が5園あります（認定こども園を除く）。

幼稚園は、保育の必要性を問わず、満3歳以上からお預かりする施設で、小学校就学前の子どもの心身の発達を図りながら、人間形成の基礎を培っています。お仕事等により預かり保育や満3歳児からの受入れを実施している園もあります。

・利用料

年齢、利用施設や事業によって、無償化給付の対象になる場合があります。

保育幼稚園課 ☎823-4012

◆ 就学援助制度

小・中学校等に経済的な理由によって就学困難な世帯に対して、学用品の購入費、入学に係る学用品やランドセルなどの購入費（新入学準備費）、修学旅行費、給食費などの援助をしています。

在学する各小・中学校・義務教育学校
または 青少年・事務管理課 ☎823-9468

◆ 高知県高校生等奨学給付金

高等学校等に入学されたお子様のいる生活保護（生業扶助）受給世帯または非課税世帯に対し、授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、世帯構成等に応じて、奨学給付金を支給します。

高知県教育委員会 高等学校課 ☎821-4851

8 子育て支援

◆ 地域子育て支援センター

地域の子育て家庭の皆さんに交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談・育児講座などを行っています。

▷開設日等については、各施設にお問い合わせください。

あい	(ちぐさ内)	☎834-2040
ぼけっとランド	(西部健康福祉センター内)	☎828-4781
くすくすひろば	(東部健康福祉センター内)	☎882-9387
こもれびテラス	(保健福祉センター内)	☎820-1171
にこにこひろば	(朝倉中央保育園内)	☎844-1823
いるかひろば	(港孕保育園内)	☎834-1484
あそぼっと	(若葉保育園内)	☎844-5615
うららかなかよし広場	(うららか保育園内)	☎805-2828
たんぼぼ	(あざみの保育園内)	☎845-1253
はるの・わくわくぼけっと	(春野あじさい会館内)	☎080-8637-8934
こあら	(栲山崎技研敷地内)	☎833-7077
おおつ・にじいろひろば	(大津保育園内)	☎866-1249
さくらんぼの森	(チェントロビル2階)	☎855-7010
親子みかづき広場	(みかづき幼稚園内)	☎822-3388
ママン	(高知蔦屋書店3階)	☎855-5238
おもいっきりひろば	(ニチイキッズ一宮南保育園内)	☎855-7310

◆ 子育て短期支援事業

・短期入所生活支援事業（ショートステイ）

保護者等の病気・出産・看護・事故・出張等で、一時的に子育てにお困りのご家庭のお子さんを児童福祉施設等でお預かりします。

・夜間養護事業（トワイライトステイ）

仕事などで、恒常的に帰宅が遅いご家庭の児童（原則小学生）を児童福祉施設でお預かりします。

▷所得に応じて費用負担があります。

子ども家庭支援センター ☎823-1212

◆ ファミリー・サポート・センター事業

子育ての手助けをしてほしい方と子育ての手助けができる方が会員登録をし、お子さん（生後6ヶ月から小学校6年生まで）の預かりや保育園等の送迎などの育児支援を行います。

▷利用料 1時間 600円～700円（曜日、時間帯により変わります）

▷別途、食事提供や送迎による実費が必要となります。

時間・曜日 9時～17時30分（日・月・祝日・年末年始を除く） ※月曜日が祝日の場合、翌火曜日も休み

こうちファミリーサポートセンター ☎880-5210

◆ 病児保育事業

病中または病気の回復期等で集団保育ができない0歳～小学3年生のお子さんを、保護者の勤務の都合等で家庭看護できない時にお預かりします。

開設日時：月～土曜日（病後児保育室ぱんぷきんは月～金曜日）8時～18時

* 祝日・年末年始は休みです。

利用料：1日2,000円（所得に応じて減免あり。食費等は別途負担）

制度については

子ども育成課 ☎823-9482

施設の予約やお預かりについては 各施設へ

《病児・病後児対応型》

キューピットハウス	（細木病院）	☎822-7211
愛あいルーム	（三愛病院）	☎845-5291
ラベンダー	（うららか保育園）	☎805-2828
もみくんち	（もみのき病院）	☎849-2184

《病後児対応型》

病後児保育室ぱんぷきん	（宮前保育園）	☎824-0128
-------------	---------	-----------

◆ 子ども発達支援センター

子どもの発達や障害に関する相談を行っています。概ね18歳未満のお子さんと保護者の方を対象に、電話・来所・訪問など、保健師・心理士等のスタッフが対応します。

子ども育成課 子ども発達支援センター ☎823-9552

◆ 親子通園事業（ひまわり園）

親子通園により、お子さんの発達に応じた遊びや日常生活動作の習得支援を行っています。

また、保護者の相談に応じ、保護者同士の交流会等も行っています。

対象は発育・発達に遅れや不安のある未就園のお子さんとその保護者の方です。

ひまわり園 ☎823-1217



9 健康・医療

◆ 各種診査・相談

種類	内容	窓口
相談	妊娠・出産・育児に関する相談	母子保健課 東部子育て世代包括支援センター 西部子育て世代包括支援センター 北部子育て世代包括支援センター
	健康（保健・栄養・歯科など）相談・支援，難病相談，精神保健福祉相談	健康増進課
	子どもの発達に関する相談，障害児支援，療育相談	子ども育成課 子ども発達支援センター
	結核，エイズ，感染症についての相談	地域保健課 予防接種・感染症対策室
教育・教室	離乳食教室，パパママ教室	母子保健課
	健康講座	健康増進課
健康診査	妊婦健診，産婦健康診査，乳幼児健康診査（乳児・1歳6か月児・3歳児），新生児聴覚検査，妊婦歯科健診	母子保健課
	女性健康診査，各種がん検診（胃がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん），胸部検診，健康増進法健診（生活保護等受給者），歯周病検診（40・50・60・70歳）	健康増進課
	高知市国保特定健康診査（40～74歳の高知市国民健康保険加入者）	保険医療課
検査	HIV・梅毒抗体検査，肝炎ウイルス（B型・C型）検査	地域保健課 予防接種・感染症対策室
訪問指導	赤ちゃん誕生おめでとう訪問（生後4か月までの全戸訪問），妊産婦・乳幼児訪問，産後ケア（訪問型）	母子保健課
その他	母子健康手帳の交付	子育て世代包括支援センター（母子保健課） 東部子育て世代包括支援センター 西部子育て世代包括支援センター 北部子育て世代包括支援センター
	産後ケア	母子保健課
	予防接種に関すること	地域保健課 予防接種・感染症対策室

母子保健課／子育て世代包括支援センター ☎855-7795

東部子育て世代包括支援センター ☎882-0035

西部子育て世代包括支援センター ☎843-0415

北部子育て世代包括支援センター ☎820-1025

子ども育成課 子ども発達支援センター ☎823-9552

健康増進課 ☎803-8005

地域保健課 予防接種・感染症対策室 ☎821-6514

保険医療課 ☎823-9358

＝医療費公費負担制度＝

- ◆未熟児養育医療
- ◆自立支援医療（育成医療）
- ◆小児慢性特定疾病医療
- ◆結核児童療育医療

保険診療にかかる自己負担額の一部を公費で負担します。
申請に必要な書類等の詳細については下記へお問い合わせください。

子育て給付課 ☎823-9447

制度	対象	給付の範囲	助成の範囲
未熟児養育医療	指定養育医療機関で入院治療している①2,000g以下, ②2,000g超で特に生活力が弱い1歳未満の赤ちゃん。 (②については審査により認定された者) *所得制限有	医療費 及び 食事療養費	・保険診療の自己負担相当額の一部 ・世帯の市町村民税課税状況に応じて, 自己負担額が決定されます。 *子ども医療受給者証との併用により, 指定養育医療機関で治療される場合の保険診療にかかる窓口払いは発生しません。
自立支援医療（育成医療）	指定自立支援（育成医療）医療機関で治療を行う予定の者（身体上の障害を有する児童, または現存する疾患を放置すると将来生活に支障を来すおそれのある児童）で, 審査により認定された18歳未満の者。 *所得制限有	医療費 及び 治療用補装具費等	・保険診療の自己負担相当額の一部 ・医療費にかかる自己負担割合は原則1割ですが, 世帯の市町村民税課税状況に応じて, 自己負担上限月額が決定されます。
小児慢性特定疾病医療	指定小児慢性特定疾病医療機関で治療を行う予定の者で, 国で定める疾病・対象基準に該当し, 審査により認定された18歳未満の者。 *ただし, 18歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合は, 最長で20歳の誕生日の前日まで延長可能。	医療費 及び 食事療養費, 日常生活用具費	・保険診療の自己負担相当額の一部 ・医療費にかかる自己負担割合は原則2割ですが, 世帯の市町村民税課税状況に応じて, 自己負担上限月額が決定されます。 (*血友病等の先天性血液凝固因子異常については, 自己負担なし)
結核児童療育医療	指定療育医療機関で小児結核により入院治療を受ける必要のある18歳未満の者。 *所得制限有	医療費 及び 日用品・学習品等	・保険診療の自己負担相当額の一部 ・世帯の市町村民税課税状況に応じて, 自己負担額が決定されます。

24 ページ記載の福祉医療費助成制度（ひとり親家庭医療, 子ども医療, 重度心身障害児(者)福祉医療)の受給者は, 上記の公費負担制度で定められた自己負担額を福祉医療費助成制度で助成します。

そのため, 県内の指定医療機関においては, 保険診療にかかる窓口負担は原則として発生しません。

なお, 県外の指定医療機関において上記の公費（未熟児養育医療以外）を受給される場合は, いったん公費分の自己負担額をお支払いいただいた後に, 福祉医療費助成制度による払戻しの手続きが必要です。

＝福祉医療費助成制度＝

◆ ひとり親家庭医療

◆ 子ども医療

子育て給付課 ☎823-9447

◆ 重度心身障害児(者)医療

障がい福祉課 ☎823-9053

医療費の自己負担分を助成します。助成を受けるためには資格登録が必要です。

制度		対象	助成の範囲	給付方法	
福祉医療費助成制度	ひとり親家庭医療	ひとり親家庭の母または父と児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の児童等）で所得税の非課税世帯 ※1	保険診療の自己負担相当額（高額療養費を除く）	現物給付（一部現金給付）	
	子ども医療	小学生までの児童の入院，通院（所得制限なし） *ただし，令和6年10月診療分より中学生も対象。	保険診療の自己負担相当額（高額療養費を除く）		
	重度心身障害児(者)医療	18歳未満	・身体障害者手帳1級または2級所持の児童 ・療育手帳A1またはA2所持の児童 ・身体障害者手帳3級または4級と，療育手帳B1合併障害の児童		保険診療の自己負担相当額（高額療養費を除く）
		18歳以上	・身体障害者手帳1級または2級所持の者 ・療育手帳A1またはA2の者 *ただし，平成15年10月1日以降65歳以上で新たに受給資格を取得した方については市町村民税非課税世帯の方が助成対象。		

※1 所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分があるものとして，非課税世帯の判定を行う。

＝出産費用の助成＝

◆ 助産制度

保健上必要があるにもかかわらず，経済的理由によって入院助産を受けることができないと認められる妊産婦を対象に安心して出産をむかえてもらうための制度です。

該当世帯

①生活保護世帯 ②市民税非課税世帯

入所施設

高知医療センター	高知市池 2125-1
国立病院機構高知病院	高知市朝倉西町1丁目2-25
高知赤十字病院	高知市秦南町1丁目4番63-11号
J A高知病院	南国市明見字中野 526-1

母子保健課 ☎855-7795

10 レクリエーション・自主活動

◆ 高知市青蘭会の事業

ひとり親家庭の親と子の触れ合いやお互いの親睦を深め、連帯感を養うための行事を実施しています。

- ・新入学児童をお祝いする会
- ・母子・父子家庭レクリエーション
- ・研修事業

▷高知市青蘭会とは、ひとり親家庭の福祉向上のため、高知市から補助を受けて活動している団体です。

▷行事の開催については広報紙「あかるいまち」でお知らせします。

高知市青蘭会 ☎872-8218

◆ こうち男女共同参画センター「ソーレ」の事業

こうち男女共同参画センター「ソーレ」は、女性も男性も、職場や家庭、地域など社会のあらゆる場に共に参画し、責任も分かち合う社会「男女共同参画社会」の実現に向けた活動の拠点施設です。

「ソーレ」では、男女共同参画に関する講演会や講座、人材育成研修や調査事業、相談事業のほか、女性団体等の自主的な学習や活動の支援を目的として、施設の貸出（有料）やホームページによる情報提供、図書・資料の閲覧・貸出を行っています。

施設の貸出には利用登録が必要です。利用登録は、インターネットや窓口などでできます。

貸出予約はインターネット、電話等で受け付けます。詳しくはソーレホームページをご覧ください。

▷利用時間（第2水曜日・祝日・年末年始休館）

施設：9時～21時（土・日・月曜日9時～17時）

図書・情報資料室：9時～20時（土・日・月曜日9時～17時）

相談室：3ページをご覧ください。

▷講座等の開催については、ホームページや県広報紙「さんSUN高知」・市広報紙「あかるいまち」等でお知らせします。

こうち男女共同参画センター「ソーレ」☎873-9100

ホームページ <https://www.sole-kochi.or.jp>

11 優遇制度

◆ 製造たばこ小売販売業の許可

母子家庭のお母さんや寡婦の方は、製造たばこ小売販売業の許可に際して許可基準の特例が受けられます。

詳しくは

四国財務局 理財部理財課 ☎087-811-7780

申請手続きは

日本たばこ産業(株)香川支社 許可担当 ☎087-823-6616

◆ JR通勤定期の割引

児童扶養手当を受けている母子家庭又は父子家庭の方は、JR通勤定期乗車券を3割引きで購入できます。

定期券をお買い求めの際に、児童扶養手当を認定した市町村の発行する「特定者資格証明書」が必要となりますので、ご購入の前に子育て給付課にお問い合わせください。

▷学割などの他の割引制度との併用はできません。

詳しくは

子育て給付課 ☎823-9447

◆ 税の軽減

母子家庭又は父子家庭のお母さんやお父さんで一定の要件を満たす方は、一般の基礎控除、扶養控除のほかに寡婦又はひとり親控除の適用が受けられます。

寡婦又はひとり親控除適用の方で前年の所得金額が一定額以下の場合は、住民税（市県民税）が非課税となります。

詳しくは

市民税課 ☎823-9421

◆ 少額貯蓄非課税制度

児童扶養手当を受けている方（児童の母）、遺族基礎年金・寡婦年金などを受けている方（妻）及び身体障害者手帳等の交付を受けている方が受け取る一定の預貯金等の利子等について、一定の手続きを要件に非課税の適用を受けることができます。

ご相談は 各金融機関の窓口

12 子育て冊子のご紹介



高知市子ども未来部の各課が編集・発行している子育て冊子のご紹介です。
こちらもぜひご活用ください。

『こうちし子育てガイド ぱむ』

高知市では子どもたちがすくすく幸せに育っていくことができるよう、妊娠期から出産、子育て中の方が安心して子育てができるようにと願いをこめて、「こうちし子育てガイド ぱむ」を作成しています。

妊娠中の方や出産を控えている方、子育て中の方が相談できる場所、お子さんと一緒に遊んだり育児仲間と出会えるところ、お子さんを預けることができる施設など、主に就学前の子育て支援を中心に様々な情報をできるだけ分かりやすく掲載しています。

▷この情報誌は妊娠届提出時や就学前のお子さんがいるご家庭が高知市へ転入された際にお渡ししています。

【掲載内容の一例】

- § 妊娠、出産に関する制度や必要な手続き
- § 育児、ひとり親家庭、子どもの発達や障がいに関する相談機関
- § 保育所・認定子ども園等や一時保育、地域子育て支援センターや園庭開放等の情報
- § 防災情報、休日・夜間救急ガイド等

【主な配布場所】

各地域の窓口センター、地域子育て支援センター、ふれあいセンター、子ども育成課、母子保健課

母子保健課 ☎855-7795

子ども育成課 ☎823-9482

『ふくふくまっぷ』

支援の必要なお子さんのための、高知県内の相談先・専門機関や各種サービス等についてまとめたものです。

【内容】

- § 妊娠や出産
- § 子どもの成長や発達
- § 就園前～就園
- § 就学
- § 子どもの障害福祉制度
- § 経済的支援
- § 災害に備える
- § 地域や仲間とつながる
- § その他子育てに関する情報

子ども育成課 子ども発達支援センター ☎823-9552

